

平成20年4月に診療報酬が改定されました

診療報酬(※下記説明)は、その時々国民の医療ニーズや社会情勢などに基づいて2年ごとに改定されます。今回の改定では、産科・小児科医療や救急医療など社会問題になっている緊急課題や制度が変わった後期高齢者医療の推進などに対応した内容になっています。

今号のミニ通信では、国の基本方針の一つとなっている「質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点」により改定された、入院患者さんの退院・在宅支援に関する事項について、医事課からご紹介します。

その①【地域連携診療計画管理料】

他の医療機関などと協力・連携して、当院入院中から退院後(転院・在宅)まで一連の診療計画に基づき、患者さんやご家族の皆さんを支援していきます。今までは「大腿骨頸部骨折」だけが診療報酬の対象でしたが、4月から「脳卒中」も対象となり、当院でも脳卒中の地域連携診療計画(「地域連携パス」と呼んでいます。ミニ通信 No.98 参照)の作成に積極的に取り組んでいます。

その②【後期高齢者退院調整加算】

退院が難しい75歳以上の入院患者さんに対して、専門職員が患者さんの同意を得た上で、退院支援計画を作成して退院のお手伝いをします。当院でも地域医療連携室医療相談係の医療ソーシャルワーカー(MSW)を中心に支援計画書の作成に取り組んでいます。

診療報酬とは・・・

簡単に言うと、保険が適用される医療行為に対して定められた金額です。この金額は診療報酬点数(=保険点数)として全国一律に決められています。実施された医療行為について、1点10円で計算されます。

お手元の領収書にて一度ご確認ください。

※診療費について、ご不明な点は医事課までおたずねください。



後期高齢者(長寿)医療制度に加入されて4月以降に初めて受診される方に

受付窓口で、「後期高齢者被保険証」のコピーをとらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。毎月初めの提示にもご協力をお願いします。

♪ お問い合わせ先 医事課 内線(2101) ♪

♪ ご希望の方には『多摩南ミニ通信』を面会受付でお渡ししております。 ♪